

飯能市設計変更に伴う契約変更に関する事務取扱要領

(平成14年2月1日決裁)

1 趣 旨

この要領は、建設工事請負契約等に係る設計変更に伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 定 義

設計変更とは、飯能市建設工事請負契約約款第18条及び第19条の規定により図面又は仕様書を変更することをいう。

3 契約変更の範囲

- (1) 設計標示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。
- (2) 変更見込金額が請負代金額の30パーセントを超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とするものとする。

4 設計変更及び契約変更の手続

- (1) 設計変更及び設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、事業担当課において行うものとする。
- (2) 前号の場合において、当該設計変更の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約検査課長と協議するものとする。
 - ① 変更見込金額が請負代金額の10パーセント又は500万円を超えるもの
 - ② 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

5 業務委託契約への準用

第3項及び第4項の規定は、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務委託契約に係る設計変更をし、又は設計変更に伴う契約変更をする場合にこれ

を準用する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日以後に締結する契約を変更しようとするものについて適用する。

附 則（平成22年3月1日決裁）

この要領は、平成22年4月1日以後に締結する契約を変更しようとするものについて適用する。